

■フィリピン：電力産業改革法（EPIRA）改正案が上院で可決

フィリピン上院は4月27日、2001年に成立した電力産業改革法（EPIRA）の改正法案を賛成16、反対3で可決した。いわゆる「テイクオアペイ」条項の廃止が主な改正点となっている。同法での「テイクオアペイ」条項は、仮に発電公社（NPC）がIPP事業者から購入する電力量が、事前の契約で決められた量を下回っても、NPCはIPPへ契約電力量全てについて対価を支払う形になっている。また同法案では、現状、NPC発電資産の70%以上が民間に売却されることとしているオープンアクセス制度実施の条件が、50%まで引き下げられる。下院エネルギー委員会のアロヨ議長が語った所では、今後、同法案の可決に向け、更に「両院電力委員会」で議論が実施されることになる。